



# 金沢市公報

号外第30号の2

平成20年(2008年)9月30日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

|  |     |
|--|-----|
| 目次   | ページ |
| <b>規 則</b>   |     |
| 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (職員課)                            | 1   |
| 金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び金沢市職員退職給与金条例施行規則の一部を改正する規則 ( " ) | 1   |
| 高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (健康総務課)                    | 2   |
| 子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )                       | 2   |
| <b>告 示</b>   |     |
| 金沢市産業振興資金融資要綱の一部改正について (商業振興課)                             | 4   |
| 金沢市公衆浴場施設整備資金利子補給金交付要綱の一部改正について (健康総務課)                    | 4   |
| 障害者の医療費助成に関する療養機関等の指                                       |     |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 定について ( " )                        | 5  |
| <b>教育委員会規則</b>                     |    |
| 金沢市教育委員会職員職名規則等の一部を改正する規則 (教育総務課)  | 5  |
| <b>選挙管理委員会告示</b>                   |    |
| 検察審査員候補者選定規程の廃止について (選挙管理委員会)      | 10 |
| <b>公平委員会規則</b>                     |    |
| 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (公平委員会)   | 10 |
| <b>消防局訓令甲</b>                      |    |
| 金沢市消防機械器具の管理等に関する規程の一部改正について (警防課) | 10 |
| <b>公営企業管理規程</b>                    |    |
| 金沢市ガス工作物保安規程の一部を改正する規程 (企業総務課)     | 12 |

## 規 則

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第73号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表第2市長の事務部局の項中「城北児童会館長」を「城北児童会館長 こども総合相談センター所長」に、「八日市保育所長」を「八日市保育所長 児童相談所長」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「部長 市立工業高等学校長」を「教育次長 部長 市立工業高等学校長」に改める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び金沢市職員退職給与金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第74号

金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び金沢市職員退職給与金条例施行規則の一部を改正する規則

(金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和32年規則第40号)の一部を次のように改正する。  
様式第40号、様式第40号の2及び様式第42号中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。  
(金沢市職員退職給与金条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市職員退職給与金条例施行規則(昭和34年規則第3号)の一部を次のように改正する。  
様式第36号の2中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

金沢市長 山 出 保

#### ●金沢市規則第75号

高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和45年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 条例第2条の2第1項の規定により受給者証又は資格証の交付を受けようとする者は、医療費助成資格認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

第2条の2中「申請書」を「認定申請書」に改める。

第3条第1項中「申請書」を「認定申請書」に改め、同項第3号中「資格証」を「医療費受給資格証」に改め、同条第2項中「資格証」を「医療費受給資格証」に改める。

第4条第2項中「市長の指定する病院、診療所、薬局その他療養機関(以下「療養機関等」)を「条例第2条の2第2項に規定する指定療養機関等(以下「指定療養機関等」)に改め、同項ただし書中「市長が指定する療養機関等以外の療養機関等において、診療、薬剤の支給又は手当(以下「診療等」という。)」を「指定療養機関等以外で保険診療」に改め、同条第3項中「資格証の」を「医療費受給資格証の」に、「資格証所持者」を「医療費受給資格証所持者」に改める。

第5条中「資格証所持者」を「医療費受給資格証所持者」に改め、同条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、条例第4条第2項の規定により、同条第1項の規定による申請があったものとみなされる場合は、この限りでない。

第5条に次の1項を加える。

2 前項本文の場合において、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険法の規定により療養費の支給を受けた受給者は、当該療養費の支給額を証する書類を併せて提出しなければならない。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第9条中「氏名、住所又は加入保険を変更した」を「受給者証等に記載されている氏名若しくは住所又は加入している健康保険に変更があった」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該受給者証等所持者は、被保険者証等又は後期高齢者医療被保険者証等を提示しなければならない。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

金沢市長 山 出 保

#### ●金沢市規則第76号

子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

子育て支援医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「医療証」を「条例第4条第1項又は第2項の規定により医療証」に改め、同条第2項中「申請に際しては」を「申請書を提出する保護者は」に、「の提示を求めるものとする」を「を当該申請書を提出する際に提

示しなければならない」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 前条第1項の申請書を受理したときは、これを審査し、医療費の助成を受けることができる保護者と確認したときは、当該確認をした乳幼児の保護者に対し乳幼児医療証（様式第2号）を、児童の保護者に対し児童医療証（様式第2号の2）を交付するものとする。

第5条中「(様式第3号)に」を「(様式第3号)を」に、「に当該保護者が負担した条例第5条に規定する費用の額を証する書類を添えて、市長に助成金の支給を申請するものとする」を「を市長に提出しなければならない」に改め、同条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、条例第6条第3項の規定により、同条第2項の規定による申請があったものとみなされる場合は、この限りでない。

第5条に次の2項を加える。

2 前項の申請書には、医療費の助成を受けようとする保護者が負担した条例第5条に規定する費用の額を証する書類を添付しなければならない。

3 第1項本文の場合において、医療費の助成を受けようとする保護者は、乳幼児に係る医療費にあつては前条の乳幼児医療証及び被保険者証等を、児童に係る医療費にあつては被保険者証等（同条の児童医療証の交付を受けている場合にあつては、当該児童医療証及び被保険者証等）を提示しなければならない。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条 第4条の乳幼児医療証又は児童医療証（以下「乳幼児医療証等」という。）の交付を受けた保護者は、乳幼児医療証等を破損し、又は亡失したときは、再交付を申請することができる。

第7条 乳幼児医療証等の交付を受けた保護者は、乳幼児医療証等に記載されている氏名若しくは住所又は加入している健康保険に変更があつたときは、速やかに当該乳幼児医療証等を添えて、市長に届け出なければならない。この場合において、当該保護者は、被保険者証等を提示しなければならない。

様式第2号中

|   |     |  |
|---|-----|--|
| 氏名  | 保護者 |  |
|   | 乳幼児 |  |
| 上記の者は、子育て支援医療費助成に関する条例により、医療費の一部を金沢市が助成するものであることを証明します。 |     |  |
| 交付年月日 年 月 日   |     |  |
|   |     | 金沢市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> |

を

に改め、同様式の次に次の1

|          |          |   |
|----------|----------|---|
| 氏名       | 保護者      |   |
|          | 乳幼児      |   |
| 発行機関名及び印 | 石川県 金沢市長 | <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> |
| 交付年月日    | 年 月 日    |   |

」

様式を加える。

様式第2号の2 (第4条関係)

(表)

|                 |  |
|-----------------|--|
| 児童医療証           |  |
| 番 号             |  |
| 有 効 期 間         | 年 月 日から<br>年 月 日まで   |
| 住 所             |  |
| 氏 名             | 保 護 者<br>児 童 生   |
| 発 行 機 関 名 及 び 印 | 石川県 金沢市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span> |
| 交 付 年 月 日       | 年 月 日  |

(裏)

この欄には、注意事項等を記入すること。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

**告 示**

●金沢市告示第212号

金沢市産業振興資金融資要綱（平成13年告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成20年9月30日

金沢市長 山 出 保

別表第1中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

附 則

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

●金沢市告示第213号

金沢市公衆浴場施設整備資金利子補給金交付要綱（昭和48年告示第71号）の一部を次のように改正する。

平成20年9月30日

金沢市長 山 出 保

第1条中「国民生活金融公庫法（昭和24年法律第49号）第18条第3号イ及びロの規定による施設整備資金」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第3号及び第4号の下欄に掲げる資金」に改める。

附 則

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

●金沢市告示第214号

高齢者等の医療費の助成に関する条例（昭和45年条例第4号）第2条の2第2項に規定する指定療養機関等を次のとおり指定し、平成20年10月1日から効力を生ずる。

なお、平成6年告示第116号（障害者の医療費助成に関する療養機関等の指定について）は、廃止する。

平成20年9月30日

金沢市長 山 出 保

石川県の区域内に所在地を有する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所、薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第11項に規定する薬局、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定する免許を受けた者

教 育 委 員 会 規 則

金沢市教育委員会職員職名規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

●金沢市教育委員会規則第15号

金沢市教育委員会職員職名規則等の一部を改正する規則

（金沢市教育委員会職員職名規則の一部改正）

第1条 金沢市教育委員会職員職名規則（昭和28年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「担当局長」を「担当局長 教育次長」に改める。

（金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正）

第2条 金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 教育次長 規則に規定する教育次長をいう。

第3条中「あらかじめ教育長が指定した部長」を「教育次長」に改める。

第4条中「合議」の次に「並びに教育次長」を加える。

第5条第1項中「所管部長」を「教育次長」に改め、同条第2項中「所管部長」を「教育次長」に、「所管課長（教育プラザ富樫にあっては、地域教育センター所長及び研修相談センター所長。次項において同じ。）」を「所管部長」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「所管課長」の次に「（教育プラザ富樫にあっては、地域教育センター所長及び研修相談センター所長）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 教育次長が不在のとき、又は教育次長が欠けたときは、所管部長がその事務を代決する。

第9条中「部長」を「教育次長、部長」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

## 別表第1 (第9条関係)

## 各課共通専決事項

## 1 組織及び人事管理

| 専決事項等                       | 専決区分等 |          |            |        |                        |
|-----------------------------|-------|----------|------------|--------|------------------------|
|                             | 教育次長  | 所管部長     | 所管課長       | 出先機関の長 | 合議課                    |
| 1 所属職員の配置及び事務分担の決定          |       |          |            |        |                        |
| 2 附属機関又は各種委員会の委員及び幹事の任免     |       |          |            |        | 教育総務課<br>(職員を含む場合に限る。) |
| 3 国、他の公共団体等の機関の役職の推薦及び就任の承認 |       |          |            |        | 教育総務課                  |
| 4 内部組織の委員及び幹事の任免            |       |          |            |        | 教育総務課                  |
| 5 年次有給休暇の処理                 | (部長)  | (課長)     | (所属職員)     | (所属職員) |                        |
| 6 時間外勤務命令及び休日勤務命令           |       |          |            |        |                        |
| 7 所属職員の職務に関する証票(職員証を除く。)の発行 |       |          |            |        |                        |
| 8 出張命令(依頼)                  |       |          |            |        |                        |
| (1) 市内出張命令                  | (部長)  | (課長)     | (所属職員)     | (所属職員) |                        |
| (2) 県内出張命令                  | (部長)  | (課長)     | (所属職員)     | (所属職員) | 財政課(長期講習旅費に限る。)        |
| (3) 県外出張命令                  | (部長)  | (課長)     | (所属職員)     | (所属職員) | 財政課(長期講習旅費に限る。)        |
| (4) 外国旅行命令                  |       |          |            |        | 職員課<br>財政課             |
| (5) 特別旅行依頼(費用弁償を含む。)        |       | (課長以上相当) | (課長補佐以下相当) |        | 職員課<br>財政課(長期講習旅費に限る。) |
| 9 部局専門研修の実施                 |       |          |            |        | 教育総務課                  |
| 10 職員の公務災害補償(認定請求に係るものに限る。) |       |          |            |        | 職員課                    |

## 備考

- 1 出先機関の長とは、女性センター館長、中央公民館長、キゴ山ふれあいの里館長、キゴ山少年自然の家館長、キゴ山天体観察センター館長、キゴ山自然学習館長、地域教育センター所長及び研修相談センター所長をいう(事務の執行において同じ。)
- 2 部長又は課長とあるのは、それぞれ、部長又は課長に相当する職にある職員を含む。
- 3 「所管課長」とあるのは、教育プラザ富樫にあっては、「所管部長」と読み替える(事務の執行において同じ。)



## 2 事務の執行

| 専決事項等  | 専決区分等   |         |          |        |                      |
|--|---------|---------|----------|--------|----------------------|
|  | 教育次長    | 所管部長    | 所管課長     | 出先機関の長 | 合議課                  |
| 1 教育行政の執行で方針の確定しているものに関する事務処理の決定                   | (軽易なもの) |         |          |        |                      |
| 2 規則、訓令又は要綱の制定及び改廃                                 |         |         |          |        | 教育総務課<br>(軽易なものを除く。) |
| 3 許認可、登録、承認等の申請、副申又は進達                             |         |         | (軽易なもの)  |        |                      |
| 4 市民からの意見、要望、提案等の処理                                |         |         | (軽易なもの)  |        |                      |
| 5 附属機関等の招集及び会議等の開催の決定                              |         |         |          |        |                      |
| 6 職員以外の者の表彰、ほう賞、感謝状の贈呈及び賞状の授与の決定                   |         | (軽易なもの) |          |        | 教育総務課                |
| 7 国、県等の表彰及びほう賞に係る推薦                                |         |         |          |        |                      |
| 8 訴訟等についての決定<br>(1) 訴訟、和解、あっ旋、調停又は仲裁               |         |         |          |        | 文書法制課<br>財政課         |
| (2) 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て                            |         |         |          |        | 文書法制課<br>財政課         |
| (3) 仮差押え、仮処分及び支払命令の申立て                             |         |         |          |        | 財政課                  |
| (4) 訴訟代理人の指定                                       |         |         |          |        | 文書法制課                |
| 9 損害賠償の処理  |         |         |          |        | 総務課<br>財政課           |
| 10 法令に基づく立入検査、監査及び調査並びに報告等の聴取、帳簿、書類等の提出命令及び必要物件の収去 |         |         |          |        |                      |
| 11 定例的な許可、認可、認定、取消し、禁止等の行政処分                       |         |         | (軽易なもの)  |        |                      |
| 12 定例的な行事の主催、共催及び後援の決定                             |         |         | (軽易なもの)  |        |                      |
| 13 定例的な行事における式辞、祝辞等                                |         |         | (軽易なもの)  |        | 教育総務課                |
| 14 統計並びに資料の収集、作成、提出及び配布                            |         |         |          |        |                      |
| 15 告示、公告、公表、公示送達及びその他公示                            |         |         | (定例的なもの) |        | 教育総務課<br>文書法制課       |

|                                |  |  |         |  |       |
|--------------------------------|--|--|---------|--|-------|
| 16 照会、回答、報告、通知、<br>依頼等         |  |  |         |  |       |
| 17 公簿の閲覧の許可及び証<br>明書、証票、標識等の交付 |  |  |         |  |       |
| 18 行政情報の公開等の可否<br>の決定          |  |  | (軽易なもの) |  | 広報広聴課 |
| 19 所管の公用車の運行計画<br>の決定          |  |  |         |  |       |
| 20 各種台帳の作成及び管理                 |  |  |         |  |       |
| 21 嘱託登記の決定                     |  |  |         |  |       |
| 22 扶助の決定                       |  |  |         |  |       |
| 23 部の所管事務に係る企画<br>及び連絡調整       |  |  |         |  |       |
| 24 所管事務に係る啓発及び<br>普及に関すること     |  |  |         |  |       |

備考 この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。

別表第2 (第9条関係)

各部課個別専決事項

| 部課名   | 専決事項  | 専決区分等    |          |          |            |     |
|-------|---|----------|----------|----------|------------|-----|
|       |   | 教育<br>次長 | 所管<br>部長 | 所管<br>課長 | 出先機<br>関の長 | 合議課 |
| 教育総務課 | 1 臨時的任用職員(学校及び共同調理場の臨時的任用職員を除く。)の任免           |          |          |          |            |     |
|       | 2 職員(学校及び共同調理場の職員(以下「学校職員等」という。)を除く。)の育児休業の承認 |          |          |          |            |     |
|       | 3 職員(学校職員等を除く。)の職務専念義務の免除                     |          |          |          |            |     |
|       | 4 職員(学校職員等を除く。)の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認            |          |          |          |            |     |
|       | 5 職員(学校職員等を除く。)の職務外職務の従事許可及び営利企業等の従事又は経営の許可   |          |          |          |            |     |
|       | 6 職員証及び履歴の証明の発行                               |          |          |          |            |     |
|       | 7 職員(学校職員等を除く。)の欠勤の処理                         |          |          |          |            |     |
|       | 8 職員(学校職員等を除く。)の人事記録の整理                       |          |          |          |            |     |
|       | 9 文書の収発記号の決定                                  |          |          |          |            |     |
|       | 10 小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等                  |          |          |          |            |     |
|       | 11 児童及び生徒の入学及び転学に関すること。                       |          |          |          |            |     |
|       | 12 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関すること。                 |          |          |          |            |     |
| 学校職員課 | 1 臨時的任用職員(学校及び共同調理場の臨時的任用職員に限る。)の任免           |          |          |          |            |     |
|       | 2 学校職員等の育児休業の承認                               |          |          |          |            |     |



|             |    |   |  |  |  |  |
|-------------|----|---|--|--|--|--|
|             | 3  | 学校職員等の職務専念義務の免除   |  |  |  |  |
|             | 4  | 学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認                    |  |  |  |  |
|             | 5  | 学校職員等の職務外職務の従事許可、営利企業等の従事又は経営の許可並びに兼職及び他の事業等の従事の承認                          |  |  |  |  |
|             | 6  | 学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員に限る。）の休暇（校長以外の者にあつては、引き続き7日以上にわたる場合に限る。）の承認 |  |  |  |  |
|             | 7  | 校長の県外出張命令又は3日以上の県内出張命令の承認   |  |  |  |  |
|             | 8  | 学校職員等の欠勤の処理   |  |  |  |  |
|             | 9  | 学校職員等の人事記録等の整理  |  |  |  |  |
|             | 10 | 学校職員等（県費負担教職員に限る。）の休暇及び育児休業に係る講師の任用の内申                                      |  |  |  |  |
|             | 11 | 学校職員等の健康診断に関すること。   |  |  |  |  |
| 学校指導課       | 1  | 児童及び生徒の就学（就学の指定及び区域外就学を除く。）及び出席の督促に関すること。                                   |  |  |  |  |
|             | 2  | 修学旅行の承認   |  |  |  |  |
|             | 3  | 児童及び生徒の成績品の出品に関すること。  |  |  |  |  |
|             | 4  | 児童及び生徒の健康診断に関すること。  |  |  |  |  |
| 生涯学習課       | 1  | 青少年野外体験施設の使用承認等   |  |  |  |  |
|             | 2  | 長土堀交流館の使用承認等  |  |  |  |  |
|             | 3  | 学校施設の開放校に指定された小学校及び中学校の利用団体の登録等   |  |  |  |  |
|             | 4  | 女性センターの使用承認等  |  |  |  |  |
|             | 5  | 中央公民館の使用承認等   |  |  |  |  |
|             | 6  | キゴ山ふれあいの里の使用承認等   |  |  |  |  |
|             | 7  | キゴ山少年自然の家の使用承認等   |  |  |  |  |
|             | 8  | キゴ山天体観察センターの使用承認等   |  |  |  |  |
|             | 9  | キゴ山自然学習館の使用承認等  |  |  |  |  |
| 教育プラザ<br>富樫 | 1  | 地域教育センターの体育館の使用承認等  |  |  |  |  |
|             | 2  | 教育プラザ富樫の施設及び設備の目的外使用の許可等  |  |  |  |  |
|             | 3  | 学習用教材の使用承認等   |  |  |  |  |
|             | 4  | 少年の補導の実施に関すること。   |  |  |  |  |
|             | 5  | 教職員及び保育職員の研修の実施に関すること。  |  |  |  |  |
|             | 6  | 教育資料の使用承認等  |  |  |  |  |

備考

- この表に専決事項として定められていないものであつても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。
- 出先機関の長とは、女性センター館長、中央公民館長、キゴ山ふれあいの里館長、キゴ山少年自然の家館長、キゴ山天体観察センター館長、キゴ山自然学習館長、地域教育センター所長及び研修相談センター所長をいう。

(金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正)

第3条 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則(平成13年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第1項」を「事務局に教育次長を、第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第64号

検察審査員候補者選定規程(昭和26年選挙管理委員会規程第11号)は、廃止する。

平成20年9月30日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

## 公平委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

金 沢 市 公 平 委 員 会 委 員 長 堀 口 康 純

### ●金沢市公平委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の事務部局の項中「教育長」の次に「、教育次長」を加え、同表の備考第3項中「「部長」を「教育次長」、「部長」に、「規定する部長」を「規定する教育次長、部長」に改める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

## 消防局訓令甲

### ●金沢市消防局訓令甲第3号

消 防 局  
消 防 署

金沢市消防機械器具の管理等に関する規程(昭和43年消防本部訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

平成20年9月30日

金 沢 市 消 防 長 二 俣 孝 司

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第21条関係)

各車両別運行及び燃料補給状況報告書(月分)

消防署(課)

| 項目<br>車名  | 火災出動         |             | 訓練出動        |             | 救急出動         |                    | 救助出動   |      | 調査出動 |      | その他の<br>出動 |      | 計  |      | 放水時間 |      |      |    | チケットによる燃料補給別 |             |  |  | バキューム<br>オイル |  |  |  |
|-----------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------------|--|------|------|------|------------|------|----|------|------|------|------|----|--------------|-------------|--|--|--------------|--|--|--|
|           | 回数           | 運行距離        | 回数          | 運行距離        | 回数           | 運行距離               | 回数   | 運行距離 | 回数   | 運行距離 | 回数         | 運行距離 | 回数 | 運行距離 | 回数   | 運行距離 | ガソリン | 軽油 | 混合油          | エンジン<br>オイル |  |  |              |  |  |  |
|           |              |             |             |             |              |                    |  |      |      |      |            |      |    |      |      |      |      |    |              |             |  |  |              |  |  |  |
|           |              |             |             |             |              |                    |  |      |      |      |            |      |    |      |      |      |      |    |              |             |  |  |              |  |  |  |
|           |              |             |             |             |              |                    |  |      |      |      |            |      |    |      |      |      |      |    |              |             |  |  |              |  |  |  |
|           |              |             |             |             |              |                    |  |      |      |      |            |      |    |      |      |      |      |    |              |             |  |  |              |  |  |  |
|           |              |             |             |             |              |                    |  |      |      |      |            |      |    |      |      |      |      |    |              |             |  |  |              |  |  |  |
|           |              |             |             |             |              |                    |  |      |      |      |            |      |    |      |      |      |      |    |              |             |  |  |              |  |  |  |
|           |              |             |             |             |              |                    |  |      |      |      |            |      |    |      |      |      |      |    |              |             |  |  |              |  |  |  |
| 計         |              |             |             |             |              |                    |  |      |      |      |            |      |    |      |      |      |      |    |              |             |  |  |              |  |  |  |
| その他油類消費状況 |              |             |             |             |              |                    |  |      |      |      |            |      |    |      |      |      |      |    |              |             |  |  |              |  |  |  |
| 項目<br>区分  | バキューム<br>オイル | 洗<br>浄<br>油 | 洗<br>浄<br>油 | 洗<br>浄<br>油 | バキューム<br>オイル | 補給用エ<br>ンジン<br>オイル | 記入要領   |      |      |      |            |      |    |      |      |      |      |    |              |             |  |  |              |  |  |  |
| 前月繰越量     |              |             |             |             |              |                    | 火災出動 火災件数に含まれるもの(現場へ資機材、人員等を搬送した場合を含む)。<br>訓練出動 防ぎよ訓練、運転訓練、操作訓練、訓練指導等(資機材、人員等を搬送した場合を含む)。<br>救急出動 救急出動件数に含まれるもの。<br>救助出動 救助出動件数に含まれるもの。<br>調査出動 火災、事故等の調査、地水利調査、架てい調査、予防査察、警防査察、配置転換、広報宣<br>伝等 |      |      |      |            |      |    |      |      |      |      |    |              |             |  |  |              |  |  |  |
| 今月受入量     |              |             |             |             |              |                    | その他の出動 燃料補給、車両整備、救急指導に係る代車出向等  |      |      |      |            |      |    |      |      |      |      |    |              |             |  |  |              |  |  |  |
| 今月補給量     |              |             |             |             |              |                    |  |      |      |      |            |      |    |      |      |      |      |    |              |             |  |  |              |  |  |  |
| 翌月繰越量     |              |             |             |             |              |                    |  |      |      |      |            |      |    |      |      |      |      |    |              |             |  |  |              |  |  |  |

附 則

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市ガス工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

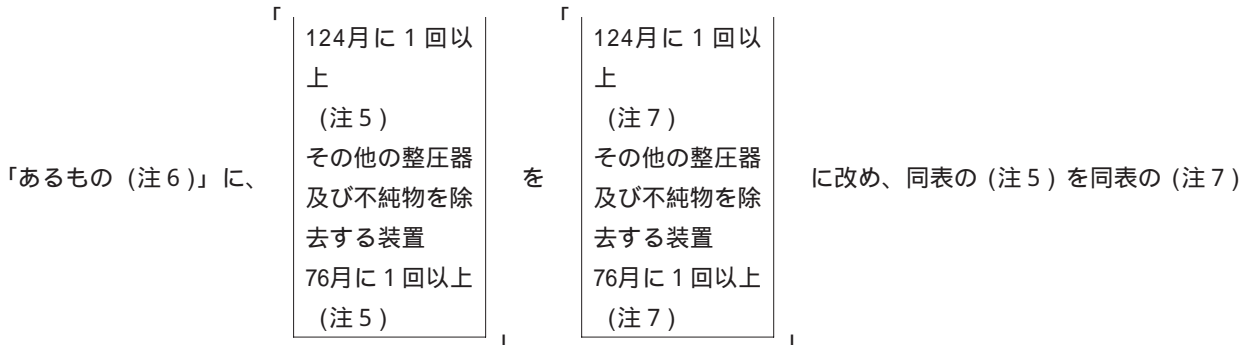
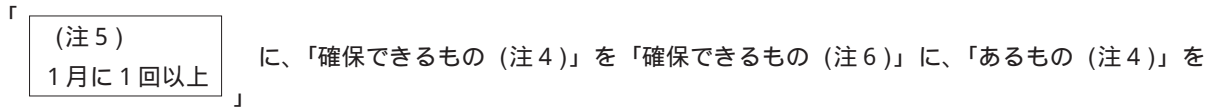
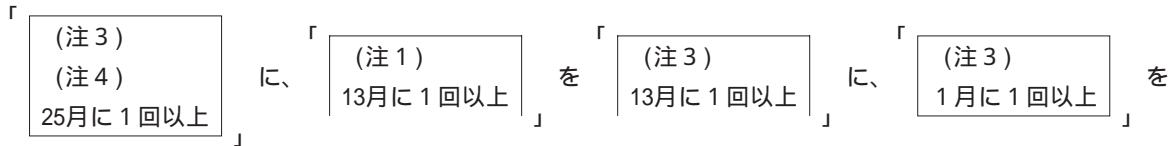
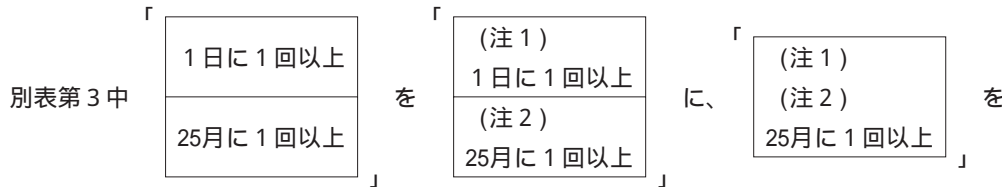
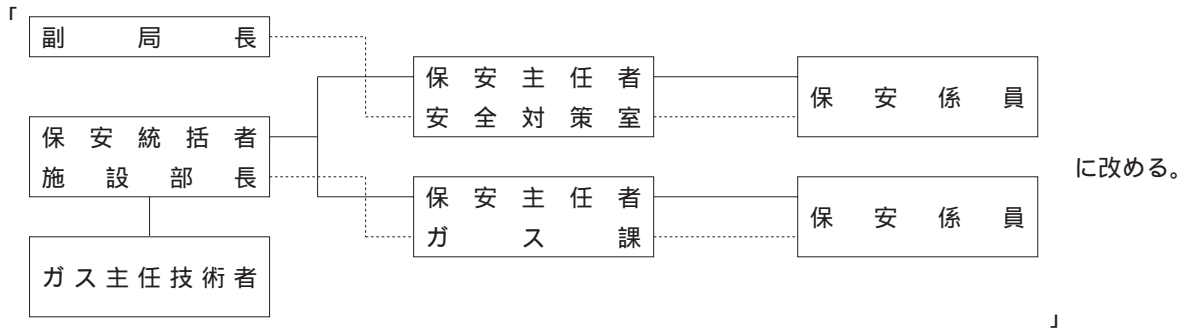
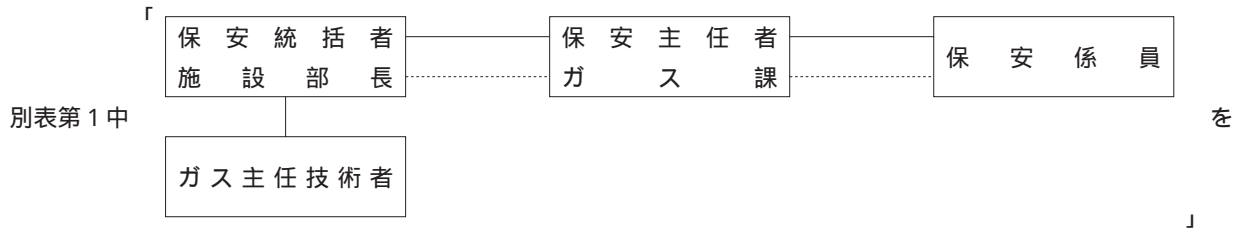
平成20年9月30日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第11号

金沢市ガス工作物保安規程の一部を改正する規程

金沢市ガス工作物保安規程（昭和47年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。



とし、同表の(注1)から(注4)までを同表の(注3)から(注6)までとし、同表の(注1)及び(注2)とし

て次のように加える。

(注1) 休止中のガス発生設備(特定ガス発生設備及び移動式ガス発生設備を除く。)の場合は、7日に1回以上  
巡視及び点検を行う。

(注2) 休止中のガス発生設備(特定ガス発生設備及び移動式ガス発生設備を除く。)の場合は、検査を行わない。  
ただし、当該ガス発生設備の運転を再開する場合は、事前に安全を確認するために必要な検査を行う。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

|                   |      |     |                  |
|-------------------|------|-----|------------------|
| 平成20年(2008年)9月30日 | 印刷   | 発行人 | 金 沢 市            |
| 平成20年(2008年)9月30日 | 発行   | 発行所 | 金 沢 市 役 所        |
| 定価                | 120円 | 印刷所 | (株) 共 栄          |
|                   |      |     | 石川県金沢市玉銚4丁目166番地 |